

日本DPO協会 第21回個人情報保護セミナー
「グローバルなデータ流通における規制動向と企業の
データガバナンスの構築」

講師：当協会 顧問
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
弁護士 石川 智也 先生

2023年12月14日（木） 15:00～16:00

あいさつ「個人データの越境移転とプライバシー」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

「個人データの越境移転とプライバシー」

- 個人データの越境移転に伴い、様々なプライバシー問題が議論されてきている。
- その一つが、石川先生の講演の解題に出てくる「ガバメントアクセス」である。
- 個人情報保護委員会と欧州委員会との十分性(adequacy)をめぐるダイアログの中で、十分性認定で日本に移転された個人データが民間企業で保有されることになるが、公的機関が、国家安全保障・治安目的の個人データへのガバメントアクセスのために、その民間企業保有の欧州市民の個人データにアクセスしてきた場合に、どのように保護されるか、という問題が出てきた。

日本の個人情報保護法と国家安全保障・治安目的

- 日本の個人情報保護法は、2018年当時、民間部門を対象としていたので、個人情報保護法による保護は及ばないことになる。
- 主として国家安全保障・治安目的の問題になるので、種々議論の末、それに関する文書を提出することになった。
- 結果的には、欧州委員会の日本に関する十分性決定の中で次頁のようになまとめられた。

欧州委員会の十分性決定(2019年1月23日)

- 日本に関する欧州委員会十分性決定(European Commission Adequacy Decision on Japan)は、2019年1月23日になされた。この時の文書は、47頁に及ぶ詳細なものである。これは、全体的には通し番号付きで、それぞれの文章が始まっている。その通し番号は、(1)から(191)までである。その後に掲載されている決定は、4か条で構成されている。決定の第1条第1項は、次のとおりである。
- 「1. EU規則2016/679の第45条の目的上、日本は、**附属文書Ⅱ**で表明されている公的な説明、保証及び公約とともに、**附属文書Ⅰ**に掲載されている補完的ルールにより補足されている個人情報保護法に従って、欧州連合から日本の個人情報取扱事業者に移転される個人データの十分なレベルの保護を確保している。」

附属文書

- この第1条第1項の「決定」の中で言及されている附属文書は、次のとおりである。
- **附属文書 I** は、「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」(Supplementary Rules under the Act on the Protection of Personal Information for the Handling of Personal Data Transferred from the EU based on an Adequacy Decision)である。
- **附属文書 II** は、「法執行及び国家安全保障目的の日本の公的機関による個人情報の収集及び使用」(Collection and use of personal information by Japanese public authorities for criminal law enforcement and national security purposes)である。

法務大臣の書簡発出

- これは、上川陽子法務大臣（当時）から、ベラ・ヨウロバー司法・消費者・男女平等欧州委員会委員（Ms. Věra Jourová, Commissioner for Justice, Consumers and Gender Equality of the European Commission）
- （当時）あてに発せられ書簡である。
- 「本書簡は、法務省及び次の関係省庁により作成されたものである」と説明されている。そこに掲げられている官名及び氏名は、次のとおりである（作成当時）。
- 内閣審議官 濱野 幸一、警察庁長官 栗生 俊一、個人情報保護委員会事務局長 其田 真理、総務省事務次官 安田 充、公安調査庁長官 中川 清明、防衛事務次官 高橋 憲一

OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」(2022年12月14日)

- OECDデジタル経済政策委員会 (Committee on Digital Economy Policy, CDEP) の閣僚会合は、2022年12月14日、「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」(Declaration on Government Access to Personal Data held by Private Sector Entities) を採択した。場所は、スペインのグランカナリア島であった。
- 個人情報保護委員会によると、大島周平委員及び事務局職員が参加した。この宣言策定に当たっては、日本が重要な役割を果たした。同委員会のウェブサイトには、12月16日付けで、このニュースと仮訳が掲載された。
- https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/international_conference/OECD_0412/

OECDガバメントアクセス宣言①

- 詳しくは、上記のウェブサイトを参照されたい。
- 要旨は、個人情報保護委員会の「OECD デジタル経済政策委員会（CDEP）閣僚会合 結果報告」（2022年12月21日）に出ているので、その一部を見ることにする。それは、次のようになっている。
- 1. 本閣僚会合において、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）を脅かす新たなリスクへの対応として当委員会が提案し、行われた議論の成果として、信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則に係る閣僚宣言が採択された。
- 2. 本会合において、大島委員が行った発言の概要は以下のとおり。

OECDガバメントアクセス宣言②

- 今日のグローバル経済において個人データの越境移転は不可欠なものであり、個人データの円滑な越境移転には信頼の確保が必要不可欠である。制限のないガバメントアクセスは、プライバシーを侵害するおそれがあるだけでなく、信頼を損なうことにより個人データの円滑な越境移転にとってもリスクとなるものである。このため、我が国は 2019 年（令和元年）11 月に OECD の場で制限のないガバメントアクセスを検討するよう提案した。
- この度、信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則に係る閣僚宣言が採択されたことは、法の支配等の民主主義の根幹に関わる共通の価値を体現し、信頼できるデータの越境移転に不可欠な要素としての個人情報保護を図るものとして極めて重要なことであると考え

OECDガバメントアクセス宣言③

- ている。今後とも我が国は DFFT を推進するためにこれらの取組にも献身的に貢献して参りたい。
- 3. 信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則に係る閣僚宣言は資料2-2、その仮訳は資料2-3のとおり。
- 4. 当該閣僚宣言は、OECD 加盟国での法執行・国家安全保障の目的のためのガバメントアクセスの原則を、OECD 加盟国の既存の法と実務から導き出された共通点として反映したものである。今後、高次原則が、OECD プライバシーガイドラインを補完し、ガバメントアクセスにかかる事実上の国際スタンダードとして機能することが期待される。
- https://www.ppc.go.jp/files/pdf/221221_shiryou-2-1.pdf

第43回Global Privacy Assembly2021の決議

- 43rd Closed Session of the Global Privacy Assembly
- October 2021
- Adopted resolution on Government Access to Data, Privacy and the Rule of Law: Principles for Governmental Access to Personal Data held by the Private Sector for National Security and Public Safety Purposes
- 個人情報保護委員会ウェブサイト
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211110_shiryou-1-2.pdf
- ガバメントアクセスに関する原則の提唱。
- 国家安全保障及び治安目的の個人データへのガバメントアクセスに適用されるべき8つの原則；

- 1. 法的根拠
- 2. ガバメントアクセスに適用される明白かつ明確な法令
- 3. 必要性及び比例性の一般原則
- 4. 透明性
- 5. データ主体の権利
- 6. 独立した監督
- 7. 入手したデータの政府による利用についての法的制限
- 8. 影響を受けた個人に対する効果的な救済と補償
- を提唱するというもの。